

船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の
一部改正について

平成18年2月
国土交通省
海事局安全基準課

1. 背景

船舶安全法体系では、平水区域、沿海区域、近海区域又は遠洋区域の航行区域等に応じて船舶の構造、設備基準等を定めています。平水区域は、風、波浪等の船舶に作用する外力が少なく、かつ、非常の際に避難が容易な区域であり、船舶安全法施行規則第一条第六項により次のように規定されています。

- ① 湖、川及び港内の水域
- ② 船舶安全法施行規則第一条第六項各号に掲げる水域

ここで①の港内の水域については、港則法に基づく港の区域（以下「港域」といいます。）の定めがあるものについては、原則その区域としていますが、港域をそのまま平水区域とすることが適当でないと判断される水域については、船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の規定に基づき、別に告示に定める区域を平水区域としています。

北海道苫小牧港は、東西に内陸掘込み式の二つの港を有しており、現在の平水区域は、昭和57年に東西に分かれた範囲を港の区域として告示で規定しました。

その後、港の発展とともにポートサービス船などの港湾関係者が両港を行き来するケースが多くなったこともあり、東西平水区域を連結することについての検討が要請され、当該海域に関する気象・海象の調査を行いました。

2. 改正の概要と理由

苫小牧港周辺海域の気象海象状況に関する調査を行った結果、東港と西港の間の水域は、陸岸から1.5海里（約2.7km）程度の距離に限定すれば、平水区域として差し支えないことが判明いたしました。よって両港間の水域（現在は沿海区域）を陸岸から約2.7kmの範囲内に限定して平水区域にするため、船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件（昭和四十四年運輸省告示第二百九号）の別表中の一部を改正することを検討しています。（別紙略図参照）

3. 今後のスケジュール

公布：平成18年3月中
施行：公布日